申請書類に添えて、提出願います。

チェックリスト

助成金名（コース名）：人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成））支給申請書

申請期間：技能実習を終了した日の翌日から起算して原則２か月以内※

※技能実習を行った期間の賃金の支払日から支給申請期限まで２週間未満の場合については、技能実習を行った期間の賃金の支払日から２週間以内

※雇用保険料率が1000分の12の中小建設事業主

※受講者が雇用保険の被保険者であること。

※ここに掲載したもの以外であっても、石川労働局が審査にあたって必要な書類の提出を求める場合があります。

事業所名【　　】

	チェック	申請様式番号・様式名	備考
①	☐	人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成））支給申請書（建技様式第3号）	
②	☐	支給要件確認申立書（共通要領様式第1号）	役員等一覧の添付
③	☐	支払方法・受取人住所届（帳票種別32850）	初回申請時に提出。登録済みの口座を変更する場合は改めて提出 通帳のカタカナ表記の面、当座預金は手形帳・小切手帳等の写し
④	☐	受講者名簿及び人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成））の助成金支給申請内訳書（建技様式第3号別紙1）	
⑤	☐	割増賃金支払い証明書　兼　休日（出勤扱・振替）証明書（建技様式第3号別紙4）	受講日が会社の休日の場合
⑥	☐	技能実習委託契約書又は受講申し込み書の写し	訓練名称・期間・委託費・受講料等が明記されたもの
⑦	☐	時間割計画表（カリキュラム）の写し	訓練内容・科目ごとの所要時間が分かるもの
⑧	☐	所要経費の領収書の写し	登録教習機関発行のもの
⑨	☐	受講した登録教習機関発行の技能講習修了証の写し	表裏両面
⑩	☐	出勤簿等又はその写し	受講期間を含む賃金算定期間が記載されているもの（振替休日を与えた時はその日が明示されたもの）
⑪	☐	休日カレンダー（1年間）又は休日早見表（石川労働局様式）	受講日の該当する年度分
⑫	☐	雇用契約書又は就業規則の写し	
⑬	☐	労働保険料概算・増加概算・確定保険料申告書又は労働保険料等納入通知書（各雇用保険分）の写し	
⑭	☐	建設業を行っている事業主であることを確認できる書類の写し	建設業許可番号証・定款・登記事項証明書・事業内容を記載した書類等いずれか
⑮	☐	振込依頼書、ATMご利用明細書、ネットバンキング支払時支払証明書、元帳・現金出納帳、預金通帳、小切手の半券、当座勘定取引明細書の写し	受講料が会社の経費として支払われたことが確認できる書類（領収書のみは不可）
⑮	☐	賃金台帳の写し	受講日が含まれる給与期間分
⑰	☐	事業所確認票（建技様式第3号別紙3）	技能実習の開始日時点で企業全体の被保険者数が20人以下で他に雇用保険適用事業所を持っている場合
	☐	受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合は、登録を証する書面（写）又は登録申請書（写）等 ただし、本助成金の支給申請時点で登録申請を行っている場合は、申請中であることを証する書類（写）	
	☐	石川労働局（県内ハローワーク含む）では、支給申請書等の提出者が申請事業所の事業主、従業員等あるいは提出代理人（代行者）であるかを確認するため、**窓口で支給申請書等を提出していただく際は、「雇用関係助成金支給申請書等の提出者（手続き者）の確認について」により提出者本人の身分確認を実施しておりますので、ご協力をお願いします。**	

【生産性要件を満たし、助成額の増額を受ける場合】（※支給申請期限に注意して下さい。）

生産性要件を満たした場合の支給申請期限は、訓練開始日が属する会計年度の前年度から3年度後の会計年度の末日の翌日から起算して５か月以内に割増し助成分のみ別途申請が必要となります。 （例：令和4年度開始の訓練の場合、令和6会計年度末日の翌日から起算して5か月以内。）		
⑱	☐	生産性要件シート及び算定の根拠となる証拠書類（損益計算書、総勘定元帳、確定申告書Bの青色申告決算書や収支内訳書等の写し（共通要領様式第2号）

≪申請書類の提出先・方法≫

・管轄安定所が金沢所・津幡所の事業所の方は、石川労働局職業安定部職業対策課に**出来るだけ持参**いただくか、**簡易書留等の必ず配達記録が残る方法で提出してください。※重要：到達日が受付日となります。**

管轄安定所が小松所・七尾所・羽咋所・加賀所・白山所・輪島所・能登所の事業所の方は、管轄安定所に申請してください。

≪留意事項≫

・計画届の提出や支給申請時に**審査に必要な書類が不足している場合は受付できません**ので、必ず提出前に当該チェックリストでご確認ください。

・石川労働局に提出した書類については、助成金の支給が終了した後も５年間保管してください。また、石川労働局や会計検査院による実地検査が行われることがありますので、その際は書類の提出等にご協力いただくようお願いします。

・虚偽の申し立てがあった場合は、不正受給として処分され、処分の日から起算して5年間は、雇用関係助成金は支給されません。また、支給された助成金の返還に加え、延滞金及び返還を求めた額の2割に相当する額の合計額が請求されるとともに、原則事業主名等が公表されます。